足利義持の禪宗信仰に就て

玉村

人物として、 かない。 室町幕府歴代將軍の内、 その思想等について、 足利義持の父義滿、及び甥義政については、 相當に研究されてゐるが、 今と」に問題に する義持に就ては、 それんと北山 東山兩時代を代表する 未だ確かな論説を

概に貴族の

信仰とい

ふものは、

雑然とし

たも

のが多い。

これは自ら求めて得た信仰といふより

は、

その地位に接

諸事象からも察せ 屬する人であると思ふ。即ち義持はたゞ禪宗のみを純一に信仰した人といふべきである。 宗に於ける、 族の中にも、 は更に進んで、 しようとする多くの宗派の側よりの教化 稀には、 字多法皇の眞言宗に於けるが如きは、 政略• られるが、 統一ある思想を以て、 軍略のために諸宗派を利用せんとするために、 清原宗賢の日記『 に壓倒されて、そのいづれもに公平に振舞はうとするためであらう 純一な宗派に傾倒した人もある。北條時宗・花園天皇・後水尾天皇の禪 清贈二位宗賢卿記』 その好例である。 茲に述べようとする足利義持も、 その甲乙を選ばないのであらうか。 (『柳原家記錄』一五七所收) との事 長融 は、 後述 亦この しか する一般的 一類に 国

正月廿六日の條に

可,注進,之由被,仰出,之、 殿 一小侍所被 予引見可,申上,之由申、 兵申 - 退出了、 普廣院殿等所見、 山御 注、之持參、 月日井

等持院殿寶・篋院殿等時分者、南方合戰也、定不,可,有,御參詣,也、勝定院殿無,御參,云々、爲,禪宗,之間 此

女中 申入了、前○上下略(圏點ば筆者の附加)

三年 野山 持の意旨のあらはれではないかと思はれる。更に 宗に専一であつたので、眞言宗である高野山に参詣を敢てした事がなかつたといふのである。又『蔭凉軒日録』 と見えるのによつて、多少年代を經た史料ではあるけれども、一段とこの事を確める事になると思ふ。即ち義持 安養院 (1489) 五月十二日の條にも、尊氏・赤橋登子・義詮・紀良子・滿詮・義滿・義教・義勝・裏松重子の遺骨を高 に納めた時の御教書をのせてゐるが、それにも義持のみは入つてゐない。これも他宗に關與しなかつた義 『臥雲日件錄拔尤』の寬正三年(1462)(「五十二冊六月中拾遺」と

ある部に見える。五十二冊は寛正三年の部なるにより、年代を推定す。)拾遺の條に 晚間林光院主來、茶話之次、及下勝定相公深信;禪宗,之事,林光院曰、天臺華王院、曾等持寺八講之時、講罷、

勝定相公,談、公問,華王,曰、所,掛袈裟、始,於何人、答曰、傳教大師爲,猿所,製也、 皆用、之、 相公曰、我宗已无"如、此衣、云々、華王曰、所謂我宗何宗耶、 相公曰、禪宗也、 短小便,於搭,之故也、 華王日、宜以,諸宗,爲

而不見擁護之、何限"禪宗,耶、相公曰、諸宗无"如、禪者,故也、吟下 天臺僧華王院主某に對して、禪宗のことを「我が宗」と稱し、「諸宗、禪に如く者なし」と道

と見えるか、

義持は、

破してゐるから、之によつて、義持の禪宗に對する歸依專一の自覺を、 一層確める事を得る。

然らば、 義持は、 如何様に禪宗を理解したか、その方向と程度について見たいと思ふ。まづ最も形式的な方面

義持の禪宗との形式上の關係は、 蓋しその受衣より始まる。 『足利家官位記』 及び『臥雲日件録拔尤』康正二年 見て行から。

足利義持の禪宗信仰に就て

(1456) 八月十八日の條によれは、 義持は、 應永六年(1399)六月二十三日、 相國寺鹿苑院 に於て、絕海中津より

し、「道詮」と安名されてゐる。

したに過ぎない。岐陽方秀の『不二和尙遺稿』下「説」の部 らうか。『足利家官位記』には、受衣の條に、「號顯山」と記してゐるが、 道詮」といふ法名について、「顯山」といふ道號(字)が授けられたのであるが、何時頃誰人より受けたも の「顯山説」に これは後日 の記録であり、 關聯事項を合敍 0 であ

常德老師、 惟肖得嚴の『東海琦華集』七の「説」の部にも 管上,,尊號於 相公、所一以勸一,,發斯道、 而向。所,謂四海誦、仁政。者、 「顯山號説」が あり、 亦當、根三于此、下

と見え、

豈得而測。其授受萬一.乎、略下 副、諱謂"之字、規配寓、焉、表德謂"之號、頌美專、焉、我 大人相公顯山雅號、 乃常光國師之所,稱

とある K より、 相國寺常德院開 日常光國師空谷明應より受け た事 が 知られ る。 よって 佛日

その卷下偈頌の部に 將征 軍夷 大

顯 山號

高揮,蒼穹,遠近看、 與"堯時松岳」並、 三呼萬歲四方数 玲瓏八面絕」遮攔、 烟雲秀氣增,溫潤、草木欣榮極,鬱蟠、愛靜仁人甘,域奧、

月十六日に寂するから、 ふ七言八句の頌が見える。 受號は、 道號頌は大抵七言四句であるが、これは型破りである。 應永六年 (1399)受衣より、 とれ 迄 0 八年 開 0 何 時かであ 空谷は應永十四年 0 to らうつ 後 (1407) 当 一
症

·十二月寂 (『龍誕集』) 愚中周及八月寂 (『佛德大通禪師語錄』)等に、應永十四年(『龍誕集』) 愚中周及應永十六年(『佛德大通禪師語錄』)等に、

その頌を製せしめたが、

應永十七年 (1410)

四月

K 能文なる者に命じて、更にその義を頌し、又は説かしめたといふ。前掲の岐陽方秀の「顯山説」に

品大相公襲爵之三年、 又能以、佛爲、心、弘輔,吾法、而禪徒尤蒙,庇護、 惟仁惟政、 令::人誦不 軽口、 是故命。其知道能文者、各述。別號顯山之淺、或頌而美之、 天下升平、 雖一彼延·天至化、而不一多讓、四海蒼生、 何幸

月と記して居り、庚寅は卽ち應永十七年に當る。よつて前掲の岐陽・惟肖のものは勿論、その外に仲方圓伊の説 とあり、義持の繼嗣は應永十五年であるから、それより三年は十七年に當り、岐陽もとの説の末に「應永龍集庚寅四 たものと思はれる。 或文以揚,之、至矣盡矣、不,可"以加'矣、一日特降" 釣旨「俾"不二方秀、復作"其說、略下 西胤俊承(『眞愚稿』)惟忠通恕(『繁飅橛』)心岳通知(『心岳和尚語錄』)の頌も、いづれも應永十七年に製せられ

山 義滿の天山等いづれもとれであるが、とれらは恐らく自發的に求めたのではなく、禪僧の方から獻呈したも とゝに義持の禪宗部内の慣習への通曉を示すものがあり、それが貴族の遊戲的雰圍氣を帶びるものであるにして 縦へ自ら求めたとしても、 依に専一ならんとする自覺より出發してゐる事を汲みとらねばならない。 その類をも受けるといふ事は、從來の慣例で、足利歴代將軍も、尊氏の仁山、 こんなに一時に多くの禪僧に命じて、偈を徵し説を作らしめるといふやうな事はな 直義の古山、 詮 のと の瑞

四

ひに之を稱 は限ら 篤實な し何といつても、道號はまだ一般通有のものであり、義持が如何に多く頌や説を徴しても、その信仰の特別に ないものであり、從來の足利將軍も法諱・道號以外に、之を有する者を聞かなかつたが、義持に到つては、つ を强調する事は、未だ早計である。ところが次に別號といふものがあり、 した。 即ち「樂全」又は 「樂全道人」といふ稱號を用ひてゐるのである。 禪僧と雖も必ずしも之を有すると 惟忠通恕の 『繁驢椒』下

足利義特の禪宗信仰に就て

樞府號樂全道人、次韻呈之、

樂全雖、慕"囊賢名"、參叩深期"心脹明、靈鑑高懸天地際、不*將"佛法,作*人情4

て何時誰人から受けたかは明確でない。「樂全」といふ稱號は、宋の張方平がその所居に名づけて「樂全堂」といひ と題した「精」字の韻の偈があるから、同じく和韻であらうが、これにも何人の韻に和したか註記がない。したがつ とあり、「次韻」といふからには、誰人かの本韻があつた筈だが、今日は傳はらない。『心岳和尚語錄』にも「樂全」

自ら「樂全居士」と稱した所であり、『莊子』五外篇「性繕」篇に

古之行、身者、不以以辯飾知、不以以知第以天下、不以以知窮如德、

危然處,其所、而反,其性,已、又何為哉、

道固

不,,小行、德周不,,小融、小融傷,德、小行傷,道、故曰、正,己而已矣、樂,全之謂,得,志

樂全」を以て、自らの別號とした。 如何にも高踏的な趣好を帶び、全く中國の士大夫ばりの貴族趣味への心にくき

との士大夫振りは、南北朝以來、日本の禪僧によつて、盛に皷吹されたもので、中巖圓月の「中正叟」、

とあるのに基づく。惟忠の所謂「曩賢」とは張方平を指すのであらう。義持はその芳躅をふみ、莊子の説を内包した

迄の同化を經た模倣を行つてゐるのである。

に傲つたものであり、茲に到つてはじめて、義持の禪宗に對する態度に特殊性が出て來る。尤も義持の外に、その籠 の「蕉堅」、義堂周信の「空華」、大岳周崇の「全愚」、空谷明應の「若虚」等、多くの例があるが、義持もこの風潮 人を同傾向のものとして見て行かねばならない事は後に述べる通りであり、 山名時熙か「懶眞」と稱してゐるが、義持を論する時には、常にこの人及び細川滿元・赤松義則・大內盛見の一類 義持はそれらを代表する人物なのであ

第の規模が著しく禪宗寺院の結構をそのまゝ採入れてゐる點が多かつたらしく、 第の公家邸宅の遺構を包掛した、寧ろ平安時代以來の寺院的邸宅の系統を引くの 義持は更に三條坊門に新第を造營し、應永十六年(1409)十月二十六日に、北山第より之に移つてゐるが、 義滿の北山第が、 に對して、これは新し 相當程度に西 い意味での寺 2

院的邸宅を創始したとも言へば言へるものであらう。

言の問話に對して命名といふ手段によつて答話してゐるとも見得るものである。當時五山をはじめ多くの禪院 八景といふやうな中國起源 に指定し、 づれも境致 義持はこの境致の制を全くその三條坊門第に於て模してゐる。即ち第內に「櫃府十境」を定めた。それは次の 或は六景・八景、又は十境等と稱して、洗錬された名稱を附してゐた。これは洞庭の瀟湘八景とか西湖 が定められ、 庭園及び建造物を綜合して一つの藝術品と見なし、特定の建物及び木石山 之について、 00 のから系統を辿るべきであるが、 名尊宿の詩偈を添へ、或は之を板に雕つて亭楣に掲げるなどしておたもので 又禪宗一流の手法によって、 水をとつて境致とい これら境致の 發する には、 0 0

玄(禪室 會(宴居

然(亭)

蘸月池

その他 K 内閣文庫本の『相國寺住持次第』の中に、悠然亭の詩が附載されて居り、玉畹梵芳が序を作り、東漸

現在

+

境全部につい

ては、

惟忠通

恕(『繁體版)
鄂陰慧茂(『南遊稿』
西胤俊承(『眞恩稿』)の三人の偈頌が残って

加

無水周

伸

廷用宗器

仲方圓伊

遠芳一大・惟忠通恕・心

岳通知

識岩原冲·

太白真玄・

健易が

利義持の禪宗信仰に就て

二六

について、 の中に「探玄室頌敍」 ·西胤俊承·純仲問 同様の詩軸があつたに相違ない。 が ある 一般・履中元禮の諸師が詩を連ねてゐる。恐らくはもと詩軸であつたであらう。 カン 5 探玄室に なほとの序によれば、 ついても、 悠然亭と同じく詩軸があつたのであらう。 大岳周崇をして「探玄」の扁額を書かしあ、大周 恐らくは十境全部

周裔をして説を作らしめて

ねる。

者を以て任じてゐるやうで興味深い。 つて命名してゐるのは、 迄も禪宗を通じての事であつて、 てゐる。 との十境の外に、 とのやうな夥しい境致の設定と、 (『繁驤版』) 吳稿』 南遊稿』 そのまる換言して、禪宗趣味とも稱し得る。無言・一默・栗 義持は無言室・粟室・一默亭等の扁額を室に掲げ、 その對象が方丈であつた為かも知れないが 直接の中國趣味そのものゝ鑑賞を自覺してゐる譯ではない。したがつて、 之に關する詩偈の作成は、 かの有名な「瓢鮎圖」 \$ 明かに中國の士大夫趣味の移入であるが、それは飽く 恐らくはこの新第の小 自ら維摩居士に擬して、 惟忠・西胤 (金栗如來)等、いづれも維摩居士の故事 ・鄂隱の諸老をして之を頌せしめ 屏に描 かれ 佛法の たものであらう。 真の 理解者外護 ح の士大

によ

さう思つて見ると、 する事によつても、 義特は全く禪僧としての意識をもつて振舞つてゐるやうである。 察知し得るが、 更に寮舎の問題によつて、一層よく觀察出來る。 旣 に別 を有 禪苑

の常徳院は、 れは當時禪僧 を師弟の關係になぞらへ、父の剏めた鹿苑院の內に蔭凉軒を起したと見る事が出來る。勿論これには、 が、 空谷明應の塔頭である 脃 苑院を捌め、 先師の塔頭の中に、 後これを相 が、 自らの寮舍を創める一般的慣習を、 その門下の仙巖澄安が、 國寺の檀那塔としたが、 その中 その後義持は、 に萬松軒を設けたのと同様で、 そのまる踏襲したものである。 その院内に 寮舍蔭凉軒 血縁の を 即ち相 一般め 父子の 國 寺

別に一院

習に依 新造塔頭 限の政令 ために、 名目上隸屬せしめるといふ、謂はゞ半ば公認の脫法手段があつた。義持の如き地位の人ならば、 5 が出て その附屬建物たる寮舎の増築を以て我慢するといふ意味ではなく、 濟的な餘裕がなかつたといふ理由も考へられるが、それを克服する方法が、このやうに、正しく禪宗的 た事は注目すべ お手盛りで建てら る るので、 事實上塔頭と全く同 きである。 礼 るものを、敢て寮舎にとい 加之、 當時舎を建てる慣習があつ 様の規模を持つものを建て」、之を寮舎と稱し、 めた點、 義持の禪宗に對する肅正的 たのは、 塔頭激増の弊を矯める為に、 必ずしも塔頭新造 いづ 施策の精 0 それ 費用 n かっ 10 神を示すも 0 を節 旣 成塔頭 する

の属する西山の南芳院等に、いづれも義持の寮舎があつたやうである。 なほ義持は、 との外に、 自 らの歸依僧の塔院に \$ 同 様の寮舍を作つた。 仲方圓 伊の属する南禪 寺

のとして、注目すべき事であるが、之については後述する。

t

ある は四員侍者に擬してゐたに相違ない。 8 持の四員 代であり、之については、唯今は のである。 が の侍者、 四 0 義 人の若輩の僧を從へてゐたらしい。古幢周勝とか仲方中正等がその一例として知られる所である、 持の代には住持の侍者としての傾向が が 既に義滿が妙佺といふ侍僧を隨伴してゐた事が知られるが、義持の代になると、 出 即ち燒香侍者 (侍香) た序でに、 陸凉 問題外の事になるが、その萠芽としての侍僧の性格をよく見ると、 職 の事に觸れ それか義教から義政の代になって、給仕喝食と奉行僧とに分化してしまふので 書狀侍者(侍狀・内史・内記) なければならない。 强いやうに思はれる、 蔭凉職として出來上つてしまつ 請客侍者 勿論義持自身は (侍客) 湯藥侍者 住持を氣取つて その數は一 (侍藥) to それ K \$ は ねるのであ 禪院 人に限 比 すべ 0 0

足利義持

l

の替がある、 として、 つた事である これは 0 各所に見えるが、それらは大體、 禪僧的行爲として次に注目すべきは、畫賛を多く加へてゐる事である。 恰も花園天皇宸筆の御自賛の宸影 即ち父義滿及び叔父滿詮の畫像に贊をしてゐる。それが全く禪僧の頂 が、義持に到つては、 全く禪僧的形式によつてゐる。 尊氏・義滿の系統を引くものである。 (法印豪信筆、長福寺所藏) 彼に自畫のあ と相応するも 書管を加へる事は尊氏や義滿 たゞ注目すべき事 った 相 事は の賛の形式を踏襲してゐるので のであらう。 『不二和尙遺稿』をは は、 義持に rc もあ C め

h

以上のやうに、

義持は外形的には正しく禪宗の規矩を理解し、之に遵ふやうに行動してゐる事を知つ

その院號としてゐるのは、 を行つてゐる。そして正長元年(1428)正月十八日、その薨去の後は、 禪宗の信仰 まづ義 (1423) 四月二十五日に出家する時にも、 少くとも法制的 持 內容 0 歸依僧は誰であつたかを調べる必要がある。前述の如く、その受衣は絕海中津よりし にどれ 程深く入つてゐるか、 K は最も深い關 その開基である事を表はしてゐる。 係をもつてゐる。 等特院に於て、 又どういふ傾向に走つてゐるか しかし思想的には果してどれ程の影響を受けたであらう 絶海の さうすると、 影前 で、 相國寺内の絶海の塔頭である勝定院を以 義持 その を眺 0 法嗣元璞慧珙 めて見よう。 本師は絕海中 から 津 剃 7 度 て居り、 あるとい 0 帥 として ふ事に

つて知られるやうに、

相當深い

В

のがあつたが、

義持が絶海か

6

『信心銘』

の講を受けてゐる

事

が

『勝定國師

父義滿

の趣好

の投影が多分にあると思は

れる。

義滿と絕海と

0

係は

写字

華日用工夫略

によ

六十八歲、 爲,大將軍顯山相公、講,信心銘、乃爲,證,孟子書,以判,仁義,云々、

四月五日に絕海は寂するので、その接觸の期間は短く、その影響も、單なる人格的陶冶にとゞまつたも と見えるが、 絕海六十八歳の年は應永十年(1403)で、 義持十七歳の時に當る。しかしその翌々年應永十二年(1405) のと思ふ。絶

粹な詩情の迸る處は、政略家の多い夢窻派下には、 海はいふ迄もなく、天龍寺閉山夢窻疎石の末後の法嗣で、義堂周信と文筆を以て伯仲難兄難弟の關係に在り、 ために義滿と衝突する事も再三であつた。絶海のこの性格と義持の性格とは一脈相通するものがあるやうに思は 罕に見る所であり、直截簡明な性格は、能く權勢に媚びる事な その純

りである。 れて非常に興味が深い。强ち期間の短きを以て、影響の少きを速斷は出來ないかも 次に目に入るのは空谷明應である。空谷は無極志玄の法嗣、 しかし空谷も應永十四年(1407))正月十六日に寂してゐるので、矢張り接觸の時日が少く、 夢窓の法孫に當る。 類山の號を受けたのは、この人よ 知れ ない。 空谷は應永七

示されたといふ。卽ち『特賜佛日常光國師空谷和尚行實』に

庚辰春、掃,雲居塔、

略〇中

甲中冬、天龍缺、主、有n釣旨、起、師補、之、略中

其在"雲居」也、

征夷大將軍入山問道,

經是心教

年(1400)から十年(1403)迄の間、

天龍寺雲居庵の塔を守つてゐたが、その間に、

義持は入山して、

臨濟

の語要を

心起,,名言、 師示以,,臨濟語要、至、是、又求,法諱別號、師爲書,顯山二字幷偈,獻、之、 詮,顯此理、故名爲,經、 斯語可 以證 焉、 乃顧"近侍」曰、華嚴錦冠云、

心起: 名言: 嵩: 無此理! 战名焦, 怒 集語可以認! 黑

嚮し とある。道號をうけたのも、 た人とは思へない。 との時の事である。しかし空谷も義満との關係の延長と見るべきで、 義持の自發的に

(職業権選) 日録』 文明十九年(1487)三月十四日の條に (関蹠)

足利義持の禪宗信仰に就て

義持獨自の趣好が出たのは、

當然の

事ながら、

父義滿の薨去

(應永十五年 1408 五月六日)

以後の事である。

『薩凉軒

愚語"堀川殿、等持院殿夢窻國師信仰之、寶簇院殿默庵和尚信魯景樂圖) 仰之、 鹿苑院相公養堂・ 絕海 (太初口 別而

所々御成時 御 點 心御齋之交、 必命二義 太初 勝定 足相公意仲 大愚 嚴仲、 別而 信 仰之、 普廣相公

三〇

景美南冬 瑞溪 別而御信仰之下略上

とあり、 同書長享二年 (1488) 二月十三日の條

定相公、 恕意仲御崇敬之、 製川金襴法衣」贈」之、 同大愚和尚亦賜之、 附條一 樣也、 意中・ 大愚各賜二一页二云々

K

下〇

と蔭凉軒主龜泉集證が義政に告げてゐる事が見える。 の二人には傾到してゐる。 惟忠は建仁寺永源庵の出身で、 すると惟忠通恕・大愚性智・ 佛源派に屬し、 その法系は 嚴中周噩の三人、 殊に惟忠 ・大愚

大休正念—鐵庵道生—無涯仁浩—

惟忠通

怒

7 となる。 ねる。 大愚性智は東福寺大慈庵の出身で、 文筆に巧で、『雲壑猿吟』 『繁驢椒』 聖一 の二集がある。 派に屬し、 その法系は 殊に後者の大半 は 義持との 闘聯による述作で占められ

東福園 癡兀大慧 一大海寂弘 大愚性智

となる。大慈庵中に堆雲軒を捌め、 禪 東福(再住)・建仁 ・ 南禪(再住) 普門の七大寺に入寺してゐる。 (『推雲和尚七處九會錄』)。 應永十三年(1406) 七月に伊勢安養寺の住持に任ぜられて後、 いづれも義持の推 清見・東福・天龍・ 郷であ

る。

魏(即ち花山院長親)といふやうに、 履仲元禮、 との外、 夢窻派下では、 聖一派下では岐陽方秀・東漸健易、 鄂隱慧奯 あらゆる派の ·西胤俊承· 人 **慈悪派下では惟肖得嚴、** 々と闘 元璞慧珙 係が ・玉畹梵芳・ ある。 その中、 大鑑派下では希世靈彦、 大周 用裔· 鄂隠・西胤 在中中淹、 元璞の三人は、 大覺派下で 法燈派下では子晋明 経海中津の は 伸 方圓

法嗣なので、 され らの人は、 その因緣よりするものであらう。 V

貴族的 類 も南宋末の宮廷貴族社會の社交をそのまゝ日本に再現した觀があり、嘗て見ない高度の知性と洗練された趣味を玩 も出家して居り、 ふ譯であつ 目的は の施 の大名が る事もあつたが、 細川滿元であり、第三に大内盛見であり、第四に畠山滿家であり、 何かそ 如上の諸禪僧と共に義持を圍み、 知識 居を訪れる事を好み、それら一の塔頭には、 階級 あ 2 修 る事 K 禪 なもので、 は その舞臺は、 がと」に出來上つたことになる。 に在つた筈であるが、事實は寧ろ次第に文雅の會合に化しつ」あつた。 それぐ「巨川常煕居士 勁 に目を向けなけれ 次第に興味の中心は 風雅の方に移つてゐるやうである。 直な所が親 寧ろ文雅の社交關係に在つたやうである。 主として三條坊門第であり、 はれる。 ばならない。それ 或る時は高踏的な論談に花を咲かせ、或る時は詩文の會に風月を伴とするとい 以 (懶眞子) 上が五山派の禪僧との關係であるが、之によつて見ると、 詩の會は時としては頌會として「趙州無字」などといふ公案を題 前述 悦道道数居士・大先德雄居士 は前にも些か觸れた所であるが、 の通り、 そとには、 自らの居室たる寮舎を構へてゐる。 多分に禪院的雰圍氣が漂 第五に赤松義則である。これらの人は、いづれ しかし東山時代のやうな · 眞源道端 第 その社交場裡に義持を繞る 一に山 居 王: つてゐたのである。恰 名時熙であり、 延齢性松居士とし その交遊 宗旨の上の交渉 織弱には到ら の本 來

0

めて

光施 そ の第 以 0 成 雲日 林庵 は休翁普貫である。 件錄拔尤 K 2 閑居し、 役買つて來た人で、その名は花山院長親 の關係を考 書記以上の位に上らず、 に見えてゐるが、 へる時、 この人は一に普觀又は普寬とも稱し、 我 々は五山 崇光天皇・榮仁親王等の公家方に親近し、 派以外に、 施主を以て自ら稱してゐた、 (卽ち子晋明魏) 他 0 類の 夢窻疎石の直弟である。(『天龍宗派』) 禪僧を考 0 『兩聖記』 極めて隠遁的な人であり、 ^ ねばならない事 密教的傾向 K 『碧山日錄』 が强 渡宋天神 その諱 瑞溪周

持

禪宗信

仰に就て

れも「普」又は「一」字を諱の系字として持つてゐるからである。この人は旣に義滿によつて召寄せられてゐる事が、 「科教言の日記『教言卿記』の應水十三年(1406)十月六日の條によつて知られるから、先代の遺籠とも見られるが、 當に歸依してゐるらしく、愚中周及を招く時にも、大いに斡旋してゐる。(『佛德大通禪師愚中和尚年譜』) 字より察するに、 恐らく當初は法燈派の人で、東海竺源の門下であつたかと思はれる。 東海派下の人は、いづ

じたが、 佛法の至要を問ひ、 持は手書を下して再會を請ふが、愚中は法語一篇を以て答へるのみであつたので、更に休翁普買をして、再上京を促 ので、愚中も已むなく、京都の郊外迄上り、伏見藏光庵(庵主は前述の休翁普貫) 第二は 愚中は勸發文を草して之に答へてゐる。更に翌十五年、小早河則平を半ば脅迫して、 京都に近い丹波天寧寺に居らしめ、 派と斷絕して五山を脱退し、自派を立てゝ丹波天寧寺及び安藝佛通寺に隱れ、決して足京洛の地を踏まなか つひに起たす、 茲に到つて 義持は漸く 斷念する。 そしてその翌十六年(1409)金山持實をして紫衣を贈らし 参禮したのみで、一問も發せず、 更に父義滿の一周忌に當り、 愚中周及である。 義持は應永十四年(1407)以來、 又『金剛經』の講説を請うた。その後、愚中は夜中ひそかに紀州の禪頭庵に逃れ去つたので、 との人は、はじめ夢愈門下であつたが、入元して金山の即休製了から法を嗣 その追修佛事をも設けしめてゐる。(以上『佛德大通禪師愚中和尚語錄』及び『佛德 五月には再び持實を遣して更に法語を求めしめ、愚中は坐禪銘を以て之に應 悚然として去つたといふ。ついで東山の等證院に移らしめ、再び參謁して、 大いにこの人を景仰し、この年には小早河則平をして法語を求めし に到り、 義持は茲處で 愚中と相看し 强いて愚中を上京せしめた いで歸 つて

第三は梅山関本である。梅山は永平下の曹洞宗の人で

瑩山紹瑾一峨山韶碩

大源宗真一梅山聞本

大通禪部恩中和尚年譜二

と相承する。 總持寺に住し、 のち小布施正壽の歸依により、 越前に龍澤寺を開いて、 終に終世中央に近づかなかつ

聰秀 やうに韜晦しようとする人に向つて、一人强い景慕の念を懷くといふ一つの癖を示してゐるやうである。 は愚中周及招請の前か後かは不詳であるが、との場合は義持は招請に失敗してゐるのである。いづれにしても、との てしまった。 第四には松嶺道秀である。 義持は梅山を上洛せしめようとしたが、小布施正壽をしてその旨を傳へさせると、梅山は龍澤寺を捨てて逐電し (この人も同じく大覺派) 今日 梅山 の寺を出る時の遺書と、 に参じたが、 松嶺は近江永原寺開山寂室元光の法嗣で、伊豆臨濟寺開山である。 つひに叢林を厭ひ、 之をといめようとする正态の書狀が龍澤寺に現存してゐる。 常陸の法雲寺に復庵宗己に参じ、 はじめ建長寺に實翁 更に寂室に師 との一件 7

に住 法常の 偈を呈して之を辭 松嶺は伊豆 その法を嗣いだ人である。(『松嶺秀禪師行狀』)應永二十年(1413)近江の永源寺に住するや、 とは法俗である。 して、名香袈裟を贈らしめ、 て永源寺に松嶺を訪ひ、 庵を捌め、 五には 高風を慕つてゐるらしい事は庬名によつても知られる。その門弟が香林周聞で、出羽の光明寺、 圓覺寺の公帖を受けた外、 香林周聞である。 に旅立つが、 洛西に梅 嘗て寂室元光に参じ、隱逸して出でず、法華・楞嚴に精しく、 し、つひに伊豆臨濟寺に歸つてしまつた。 義持は例によつて、三囘も使を遺はして途中伊勢に於て、之をとゞめようとしたが、 己の罪業感に就て訴へ、大慧宗杲の法語一段の説法をきゝ、終日應酬して歸つた。その直後、 熟庵を開いて閉居してゐた。 又その頂相を畫かしめて、日夕の禮拜に資したが、 香林は無傳阿燈の法嗣である。 隱居して出でず、 義持は屢、梅熟庵 (『相國寺塔頭末派略記』 『延寶傳燈錄』) 恐らくは寂室と同じく大梅 無傳は龍湫周澤の弟子で、夢窻三世の法孫で、 に駕を扛げ、 翌年八月、 擬津に梅子、 その塔 つひに義持自ら駕を狂げ 「雲松」の命名さへ行つ 出羽に金勝、 義持は金山 山城大光明寺 持實を使と 越に梅林 在中中淹 松嶺は

(『佛德大通禪師愚中和尚年譜』) 第六に恰雲寂闇である。 怡雲は東福寺大慈門派の人で 平は卽休契了の法嗣で、 愚中周及と法眷であり、 癡兀大慧の 末孫にあたる。 怡雲は愚中の法姪に當る。大慈門派は 入元して道衡平和尚に 参じた。

足利義特の輝宗信仰に就て

tc.

癡兀以來、伊勢の安養寺・無量壽寺を中心にこの地方に傳播し、 の人との接近は愚中の媒介によるのであらうか。 神護寺に義持の俗躰の 東密の傳法灌頂を受け、 畫像があるが、その上に恰雲が賛をしてゐる。 密教兼修の傾向が强い。 2

征夷大將軍從一位行內大臣

壽像

至人應世、金鳳玉

非凡非聖、 筆頭悲願金 全俗

剛眼、 全眞、 即現 勝軍菩

應永二十 季甲午九月六日

佛日山怡雲洙嵜薫讃

以てその關係の一端を親ひ得る。

景慕したり、 ながら、之を厭つて隱栖しようとした古幢周勝を、 右の内、香林・怡雲の二人は、五山叢林の人であるが、 出世を故意に拒んで、 文筆に專念した曇仲道芳や希世靈彦に特に目をかけたりしてゐる。 どこ迄も追ひかけたり、 隠遁癖の強い部 とかく隱遁勝ちの竺心梵密や玉畹梵芳を に屬する。 なほとの他、 叢林の人であり

禪宗界の一つの新傾向への理解を示してゐるのではなからうか。 Ŀ を通觀して見ると、 とゝに一つの共通點を見出 2 得る。 義持がかくの如く隱遁者を好んだとい 應永初期の五山叢林は、一つの飽和點に達し、 いふ事は、

古主義 5 早計 事又は 持が景慕した隱逸 成時代であり、 る。 ろな意 2 である。 0 林をいとふといふ風潮で、 ふ理想をも 席上で 者であ か 學問に専念する一類の人に對してのみ好意を寄せてゐる。 義 持は 味での は、 謂 b 義持の思想傾向を、 爛熟狀態を呈し、 つてわたらしい。 は 一種新鋭の氣風が林下には横溢してゐた。 者流 必ずやこの新思潮に對する思慕が問題になつたであらうか ド當時の新思潮の理解者として、 義滿の時 は、 殆どこれらの人の系統を引く人々である。さうでなければ叢林の下位に甘んじて、 代に放慢に流れ過ぎた禪林の諸施策を、 叢林を脱退して地方に下り林下といふ集團 百弊續出の有様であった。よって、 之によって、 よつて五山官寺に對する綱紀肅正に乘り出す事になるのである。 全く叢林を否定し、 之を支持する中心人物となつた事になる。 寂室元光・復庵宗己・白崖寶生がその中心人物であり、 これらの點より見て、 林下の隱逸者流に純粹になり切つたと斷する すべて引締め、 その反動が各方面にあらは を形 5 成する。 當然の歸結として、 緊張させる事に意を用ひたやう 義持は理想主義者であり、 應永年中 前述の は丁度との れてゐる。 かう 如 4 なる 高踏的 林下の その一 風雅 0 で 0

_

大覺派、 篤い 聞 ·休翁普貫 か 0 5 は は、 惟 そ まづ五山官寺に於ける義滿以來 \$ 忠 通 施策をするの 歸依僧も を除 怨ば 源 派 の惟忠と 佛 いては、 源派、 絕海中 は大英斷である。 聖一 愚中周 津 大愚性智・岐陽方秀・東漸健易・ 派 空谷明應 及 の大愚である。 惟 肖 PL 得嚴は松源派虎岩淨伏下といふやうに各派に亙つて 寧ろ尊氏以來といふべきであらうか 胤 俊承 夢惣派全盛の當時、 鄂隱慧識・ 怡雲寂闇は聖一派、 元璞慧珙 誰一人としてその威壓に屈せざる者は 玉畹梵芳・ 仲方圓伊·松嶺道秀 の夢懲派偏 大周周 ねる。 重を改めようとし 喬 在中: M も最 履仲元禮 ない も歸

足利

義持

の禪宗信

仰に就て

この施策は結局人才登用といふ形に歸する。先代義滿は、 相國寺を夢窓派の一派獨占の度弟院にしてしまつたのと

對照的 内に居らしめ、 派の旣得權擁護主張に押されたのか、それだけは敢てしなかつたが、夢窓派以外の名匠を他派から選び、之を相 義持はその相國寺を、 以て一衆の提撕に資せしめたやうである。 再び十方住持の寺院にしたかったに相違ない 即ち『東海琉華集』「「敍」の部に が、 流石の義持も、 「贈別益溪上人敍」 餘りに强大な夢窻 が 國

刹、益溪喜"予來、分"席蘊眞、 佛智師之徒、諱助、常光師稱」之以三益溪、(經海中書) 日夕周旋、 訪,一予北山,請、解,其義、未、暇、製也、(g如寺) 辛卯春、 以||官命||藉||名于萬年

間 と見え、 同様の意味で、翌一派の栗棘門派の東漸健易をも、 (『東海瑙華集』 | 同一記」の部、「竹雪軒記し)だとかいふ、相國寺内の人が惟肖について策勵を受けてゐるやうである。 應永十八年辛卯(1411)の事であり、 寺内の蘊眞軒に居らしめたらしい。果してこの益溪口助だとか、 同寺の第一座にしてゐるらしい。 『不二和尙遺稿』下の「書問」

の部に岐陽方秀が太白真玄に宛てた書狀があり、その内容は、東漸が山城安國寺に住するについて、 山門疏の作製を

依頼する目子のやうなもので、その中に

予法兄東漸西堂、同門之老也、解,廣嚴印,以來、

明月初五日一〇中東漸名健易、 遠江人、甞司,将於建長石室會下、後歷,諸職、 而在"相國"居"版首"下略

寄"皏錫於相國寺"去十八日領"相帖"

遷,董京安國寺

開堂已擇二

とある通りである。

であるが、既に東福 でありなが なほ十方住持の制 5 花園法皇の御置文の旨を堅持して、大燈國師法孫の一流相承を主張し、十方住持制をとらなかつた。 ·臨川 度の勵行に力めた。本來は官寺ならば、 ・相國等の例外を生じた。まして諸山に到つては、 五山・十刹・諸山いづれも十方住持でなければならぬ筈 誠に有名無實であつた。 大徳寺も十刹

義持は之をしても、たるべくそれに近づけん爲に、大燈派下には限定せず、やゝ廣く大應派下より住持をとらしめ、

應永二十八年 (1421) には、 つひ に左の如き公帖を出した。『南禪舊記』下に

勝定院殿公文

大德寺住持職事、 任,先例,可,被,執務,之狀如,件、

應永甘八年正月甘六日

宗間西堂 從一位御判

大上包宗蕳西堂 從一位御判

とあるのが是である。この人は大德寺第二十一世であるが、即に十八世東源宗漸、二十五世樗庵性才は明かに大燈派 右至此時代、依爲十刹、 以西堂住持如此

50

下ではなく、十四世大器、

十五世南周、

十六世竺翁が嗣承未詳であるが、恐らくは大應派下の大燈下以外の人であら

十方住持たるべき御教書をうけてゐるが、との時代になつて無說景演とか溫中承願などといふ夢窻派下の人が入つて るらしい。これはその規定が勵行されてゐる事を示すものであらう。 **たほ尾張妙興寺は、貞治三年(1864)六月十九日に、諸山に列せられてゐるが、その際** 「大應國師徒管領として、」

らしい事は、『臥雲日件錄拔尤』に、 等爲法界」の「等」字と「爲」字との間に「懺雪罪愆增延編壽」でははは 更に義持は、 叢林の規矩に通曉し、之を規定通りに行はしめんとしたらしい。義持が、禪林の規矩に精通してゐた 誠中中疑が相國住院中に觀音懺法があつたが、 その時之を聽聞して、 長老が

足利義持の禪宗信仰に就て

られる。彼は主要なる佛事には大抵列席してゐるが、蓬左文庫に

三七

「勝定院殿集纂諸佛事」と題する古寫本があり、 の語を脱した誤を注意したといふ事によつても知

内容は、 義持の代に行はれた陞座・ 拈香・小佛事・下火の法語六十六篇を錄呈させたものを蒐録したもので、

謹奉 釣旨」などと識語がついてゐる所を見ると、 義持の旨によつた事は明白である。 かくして、義持はその法語の

是非を檢し、又は讀過して愉悅にひたつたのではあるまいか。

義持は又大衆の行道の緩怠をも戒めたのではあるまいか。その歸係僧惟忠通恕が、

應永二十年天龍寺の三月望上堂

に於て

が惜也、 三月望上堂問答畢散說原夫、 堂、視:1彼十六被位、坐者纔三四人、或七八人、 潤"色此道" 在,,堂裏,單々安禪、二六時中、不,離,被位、蓋解,閉,,却七間僧堂,之嘲,也、自餘堂僧、 雖、然人々一頭水牯牛、 或有-拘,寺役,者。是故限以,四次坐禪、亦是百丈祖師始設,娄林,之遺訓也、 本寺置,常牧寮、乃堂中十六員老僧安下之處也、 有,不,收而常牧底,也否、 縱雖,居,堂內、猶如,遊州獵縣之輩、不,有,完,明已事,體裁為 沉常牧寮每月常住所,出費用等繁多、其不,自慚愧,乎、自 十六人內、抽二一僧輪番看寮,之外、各 禪誦之暇、內外兼學、 山僧邈來、 每々齋罷入 可

住靈龜山天龍資聖禪寺語錄」 結座云、 今以後、 堂中十六老聲聞、 煩"維那一時々點檢、不,遊、制者有、罰、莫,道,不言、 幾箇安禪不、離、群、解、道龍宮赴齋後、天臺山頂去看、雲、

n&

喝

(『繁鵬椒』上「惟忠和尚

又仲方圓伊は、應永十六年(1409)建仁寺の冬夜小参に於て、長老たるものの自誠をのべ

是以、黐見,,今時叢林、有上大可,,慟哭,者,或風前月下、擁,鼻微吟、或涉,,獵詩書、求,,博古學、

如,是一類、

或空數:||教乘名目、自證:||教學名、如,是一類、喚,之爲:|了事納子、問:|之宗門的旨、衲僧巴鼻面頸發,赤、漫不:|省 爲"風流佳子?亦或旣昧"宗旨、亦非"傳覽、深恐"后生誹笑、少學"印明、密持三一道眞言、以禱"息災,覓"敬愛、 一旦迫、不、獲、已、 出來據,位、七縱八橫、欲,弄,,禮語, 肚裡黑漫々、無,,些子力量、如,有,,物掩,口、不,能,吐, 亦

到"者裡、向一這箇冊子上、放一掠一句兩句、向一那箇冊子上、標一寫一句兩句、拈掇將來、做一好一段說話、從

`可`充;,貴人之飡、如、是自誇;,好兄弟、如、是自稱;,長老、誑;,惑無智俗漢、魔;,魅乳臭兒童、不;,啻即今法門罪人、他 頭讀之、花簇々錦簇々、實如二可、喜者、子細勘辨、癡疵百出、 時異日閻羅老子手中鐵棒、有,不,背許,汝、可,不,懼乎、可,不,愼乎、更有,;一種剃頭外道、撥無因果、欺,瞞賢聖、 不,堪::醜拙、譬如,,乞兒破席袋裡乞得底物、一箇無

によつて、惹起された、 と言ひ、文學耽溺と、密授的傾向と、教薬への逃避を非難してゐる。これらは、 暖衣飽食、空送::一生、盖不、足、議耳、∇┗゚((仲方和尚語錄』上「東山健仁寺語錄」) 應永年中の蕭正的思潮を代表するものといへよう。 義持が直接命じた證はないが、義持

四

花園太皇・光嚴天皇のやらに詳しくはわからない。 ゐたかといふ問題が殘る。

これは門外漢にとつては、 以上種々の方面に於て、義持の禪宗との關聯を見て來たが、最後に義持の宗教生活が果してどれ程禪宗に依存して 判斷が極めて困難なことであり、その上史料が極めて乏しく、

『空谷和尙行寳』によると、「顯山」の號をうけた時、その出據について、左右に語つて、 これは『華嚴』 の錦冠章

に出る句で

經是心發、心起名之言、詮"顯此理、故名爲、經、

とあるのによると言つてゐる事で、十七歲の弱年にして、旣に華嚴の素養があつた事が伺はれる。 應永

十五年(1408)十一月十六日の條に 機首座來、 北山殿御,出紫野へ(養徳)

件錄拔尤』寬正六年(1465)正月二十五日の條に九淵龍賝の談として と見え、 義持の方から履蘊居士の萬法不侶の公案を示して大德寺長老某に著語を求めた事が見えてゐる。又『臥雲日

長老御相看、万法不、侶者誰御定、長老著語云、當面逢著、

足利義持の禪宗信仰に就て

之事、不√貨ン之、相公問;履中,曰、二生死處、有"一句,否、履中曰、八角麏罄空裡走、○上 中、以"達磨生死是分段變易之內、居"那生死、履中曰、不,涉"二種生死; 然敎者細"論增壽變易、 又話勝定院殿嗣位之初、禪敎龍象競與、就中、履中和尚、與『猪熊僧匠·華王院等敎家義虎』同在 相公座、 別盡別生變易等

が、それらは、どの爲政者に對してなされるのと同様な初步の禪思想、差別を排し、言詮を排する事を説くか、勸善 とにかく禪僧との問答商量の例として、興味深いものである。 とあり、義持と履中元禮との間の間答が傳はつてゐる。これらは果してどれ程の機緣の語であるかはわからない なほ愚中周及や松嶺道秀から 與へられ た法語がある が、

懲惡の語を說くにつきてゐるやうで、あまり、義持の禪に對する造詣について知る事が出來ない。

五

7 貴族の弱點は蔽ひ切れず、一知半解の理解に絕大の自信をもち、他をして之に從はし めんとする 意識 し、秉拂を見てその俊快を喜んだ義滿や、陞座法語の長大を好んだ義敎や 諷經の聲の高いの を望んだ 義政とは 違つ 者を夢中で追ひまはし、從來足利氏と關係の深かつた夢窻派以外の人に歸依僧を求めたりする結果となつた。しかし あるといふ自覺によつて行動してゐるので、これらの傾向が對禪宗策にあらはれ、己に阿謏するものを警戒し、隱遁 してゐた傾があるその理想主義的傾向、極度に公平を重んずる事などはその顯現である。しかも自ら禪宗の歸依者で 義持は貴族としては、非常に聰明であつたので、自ら貴族の弱點をよく自覺し、 禪宗歸依者の自覺をもち、 知的 には相當程度の正しい理解を有してゐた點に於て、 力めてそれに陷らないやうに努力 他の歴代將軍より一 が强い。

十四日、前曉南禪牧護歷中興雲軒火、一一四日、前曉南禪牧護歷中興雲軒火、

いてゐるといふべきであらう。

昭和二十六年二月四日稿

廿二日、〇中 前十三日曉、南禪牧護庵中興雲軒火、故不z可;[再興;之由被;]仰出f 即命三南禪方丈丼牧護施了

二月二日、〇中 南禪牧護庵興雲軒、其他御二寄進于牧護庵」之由被二仰出一矣、

るのによつて知られる。又『藤凉軒日録』永享十一年六月十一日の條に とあり、興雲軒は、將軍の進止に任せられた寮である事は、燒失後の再興中止を命じたり、

敷地を本庵に寄進したりしてゐ

瑞雲院御成、藤凉軒、可、移二南芳院御房一之由被、命、

とあり、これは南芳院中の將軍直領の寮を移して、鹿苑院中の同じく將軍の寮である藤凉軒とするといふことである。

2 軒が、 他同『日錄』寬正二年二月七日の條には相図寺大智院中の某軒、 鹿苑寺所藏の足利義滿像の贅に 身從「無相中」受生、猶如二刘出諸形象,幻人心識本來無、 いづれも將軍の寮であつた事を知る。 鼎福皆空無三所住 永享十一年四月十六・十九日によれば同寺勝定院中の靜香

道詮 の顧印山 衛詮燕毫九拜書 應永龍集戊子季夏下澣

叔父□□ 居土壽像、[当](?) 書應居土傷、 以充賛云、

顯山謹識 詮道 山顯

とある。今『景徳傳燈錄』龎薀居士章を以て校した。

3 『滿濟准後日記』應永三十年四月廿五日の條に 室町殿樣、今夕北野御社参、直二渡二御仁和寺等持院了 今夜於三等持院二

足利義持の禪宗信仰に就て

密々御落變、

御剃手當院院主惠珠西堂、

道號元僕

釋迦三尊繪像、 **幷開山國師・** 廣照國師等御影前ニ於テ御得度云々、去年以來、雖三御有增、今日之儀、(經濟中津) 御隱密之間、

4 目1云々、管領·右京大夫·山名·赤松·大内勢入道大名計、今夜被5召1御前1 不一存知!云々、 自一內裏・何洞、內內可、被一留申一御支度在」之、 故三殊御隱密數、今夜玄刻計、御落髮、 略〇

牧野信之助氏編の『越前若狹古文書選』に左の二消息あり。

八月十一日

謹上 小布施殿

愚僧は逐電仕候上ハ、龍澤寺ハ我寺にてなく候、ともかくも、 旦那之御計たるへく候

御所望之間、被:「仰上」候ツ、可」有: 御哲寺 | 之由候、 意候キ、依:「思食餘候、「可」有||御上洛||之由、雖*被||仰出||候、「甲斐委絅注進申候之間、此上者重不」及||仰出| 候、尙々年來(宗總) 被一仰出一候、 就一可、有二御上浴,上意之赴,捧二愚狀,之處、 八月十二日 上樣御意八雖二聞食被、及候、遠國御事候間、《足利養特》 御雕山之由承及候、 私能々可」申旨候、 態有二御下向、無二御請一之者候之條、 無一勿外一驚入候、 恐惶敬白 早女御歸寺、 非二御本意一之由、 其外可以為二目出1之由、

連々上

進上 龍澤寺方丈

『龍寶山志』三 三歴代住持籍に

之によると、義特は、わざ~一越前下向をも僻さ

ない熱心さであつたらし

衣鉢侍者禪師

Ŧi. 南周 和尚

六竺翁

和尚

十四大器

和尚

七大模宗和尚嗣三言外一〇下 和尚

大名等少々懸二御

季岳妙和尚嗣三大象 林宗)和尚嗣月庵 用宗和尚嗣 翁嗣二做翁

華藏 互品 和尚大模門人、 和佝

格岩宗 和尚嗣三無碍「碍嗣三徹翁」 ?

が和尚嗣南浦

本書は、 養叟原和尚嗣二载 大抵嗣法記事を具するが、今問題の人には、之を缺く。 平里1、略 刹 復 元 弘 舊規

举

と次第する人である。 南浦紹明一通翁鏡圖一德翁祖碩一竺源 なほ香林は 仰一穆庵性才 圓竊寺の住特になつてゐる。穆庵性才は『天陰語錄』によると

東源宗漸は『教言郷記』によれば、

山科教言の息で、建仁寺天凋庵系の人、

恐らくは可翁宗然か大用宗任の門弟であらう。

南浦紹明一峰翁祖一一 大虫全岑一月施宗光一香林宗蘭

院の滿濟准后との交際にしても、 と相承する人である。 尤も義持も爲政者であるので、國家的行事又は慣例となつてゐる五壇法や後七日法等をとゞめた譯ではない。

 $\widehat{6}$

られるので、あまり觸れなかつた。 :て禪宗的行事に隨伴し、禪宗への理解を深めてゐる。なほ花山院長親の後身たる子潛明魏との關係は。 『日本佛教史』中世篇ノ三に負ふ所が多く、 なほ本篇は義持の性格全般を觀察した上の所論ではないので、 わづかに一二の受法をうけたのみで、 又昨年十二月二十三日、 その公正な人物評論とはなり得なかつた。 法の上の關係は乏しく、 國學院大學國史學會席上、岩橋小彌太博士より、 却つて滿濟は義持に强 殆ど和歌の上 終に辻善之助博 に限

御教示を賜はつた事を附記する。

義特の禪宗信仰に就て